

パブリック・コメント制度による

## 「第三次富士市緑の基本計画（案）」

に対する意見募集の結果について

### 1 意見募集の概要

---

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 意見募集方法 | ①富士市ウェブサイトへの掲載<br>②みどりの課、各まちづくりセンター、中央図書館での閲覧 |
| (2) 募集期間   | 令和7年12月1日（月）～令和8年1月5日（月）                      |
| (3) 意見提出方法 | ウェブサイトの送信フォーム・電子メール・郵便・FAX<br>担当課への直接提出       |

### 2 意見募集結果

---

- |                  |      |
|------------------|------|
| (1) 意見提出者の数      | 1人   |
| (2) 提出された意見の数    | 5件   |
| (3) ウェブページアクセス件数 | 166件 |
| (4) 意見の反映状況      |      |
| ➤ 反映する（一部反映を含む）  | 0件   |
| ➤ 既に盛り込み済み       | 0件   |
| ➤ 今後の参考にするもの     | 1件   |
| ➤ 反映できないもの       | 0件   |
| ➤ その他            | 4件   |

令和8年1月

富士市 都市整備部 みどりの課

「第三次富士市緑の基本計画（案）」の  
パブリック・コメントに対する意見及び回答（市民からの意見）

反映結果の項目は、「1 反映する」、「2 既に盛り込み済み」、「3 今後の参考にするもの」、「4 反映できないもの」、「5 その他（案件とは無関係な意見等）」の5区分

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	<p>自然環境とその利用について、富士山の緑の基本である地質や気象など全体的な自然環境については、「富士市の自然」が1986年に出されているが、時間が過ぎていて、改訂の必要がある。特に地質については国が地質図を変更している。産総研富士山地質図2016第2版富士火山地質図、これは防災の意味でも大きい。特に富士市の部分は、大淵に広がる大淵扇状地が第2版では、存在しないことになっている。これは洪水など防災の面や地下水等の問題が存在し、富士市の自然環境を理解し、共存し、自然環境を生活の潤いや観光利用することができない。溶岩の特殊性や噴火の特徴なども理解すべきである。また、「富士市の自然」に関しては、環境系の部署教育（学校教育や文化財課など）でも存在すら知らない部署員が増えてきている。このような現状から、富士宮市の市史で富士宮市の自然が発行されたような、カラー版またはPDF版の新たな富士市の自然が発行されることが望まれる。なお、PDF版にして変更可能にした方が新しい考え方もすぐに取り入れ、間違えも直すことができるため、経済的にもよい。</p>	<p>本計画は、都市計画区域を対象とし、都市における緑地の適正な保全や緑化の推進に関するものであるため、自然環境の現状や歴史的変遷を資料整理する事業とは異なることから、回答は控えさせていただきますが、市役所関係部署と共有させていただきます。</p>	5 その他（案件とは無関係な意見等）
2	<p>浮島だけではなく、丸火などの自然環境については、多くの自然環境教育の拠点となっている。その意味では、丸火にも自然環境の拠点としての機能をつくるべきです。看板にQRコードをつければ、かなりの情報が得られる。そのような自然環境に関する情報発信をしてほしい。できれば、港公園等にも田子の浦港や富士川、駿河湾（海岸）や浜の植物、田子の浦港付近の魚など種類の情報QRコードがほしい。</p>	<p>本計画の施策10に緑と花の魅力を伝える情報発信を取り入れております。既存の公園等の看板に情報アクセス用コードを付加すること、は情報発信の有効な手段であると考えております。いただいたご意見については、今後の参考とし、取組の中で運用できるよう努めてまいります。</p>	3 今後の参考にするもの

3	<p>富士川に関しての自然環境がないのは、岩淵大丸山等の自然環境に関して富士市はしっかりした資料がないのでは。富士宮市と関連して、蓬莱橋の公園を利用して。(文化財) 県指定の溶岩柱状節理と同じものが、富士市中野台にあるが、これも自然環境の教育という意味では、必要である。</p>	<p>いただいたご意見は、本計画と関係がないため、回答は控えさせていただきますが、市役所関係部署と共有させていただきます。</p>	5 その他 (案件とは無関係な意見等)
4	<p>浮島ヶ原自然公園はかつての浮島の自然を表す貴重な場なので、形成過程とそれが自然に任せておけばどのように変化していくか、また人間が関わったことで、どのようにしていくかを説明すべきで、文化財としてのサワトラノオだけを保護するのでは、問題である。</p>	<p>本計画は、自然環境の形成過程を整理する事業や文化財の保護事業とは異なることから、回答は控えさせていただきますが、市役所関係部署と共有させていただきます。</p>	5 その他 (案件とは無関係な意見等)
5	<p>すべての面ですが、組織を理解していませんが、文化財なら文化財課であり、文化財保護審議委員会があるが、自然環境や環境に関する保護審議をつくるべきである。富士宮市にはある。この地域に自然環境について詳しい方の意見をきける場を作るべきではないか。富士宮市の花と緑と水の課では保存林、保存湧水のパンフも新しくでているが、このような自然環境ベースが必要である。</p>	<p>いただいたご意見は、本計画と関係がないため、回答は控えさせていただきますが、市役所関係部署と共有させていただきます。</p> <p>なお、本市の環境部門では、環境の保全及び創造に関する事項について調査審議を行う富士市環境審議会を設置しております。</p>	5 その他 (案件とは無関係な意見等)